

多国籍企業の課税と租税レジーム

柳 下 正 和

要 旨

本稿では、グローバル経済における多国籍企業の課税に関する問題を議論している。まず、政治経済学のアプローチに基づき、グローバル経済における多国籍企業の位置づけを明らかにしている。次に、多国籍企業が利用する移転価格やタックス・ヘイブンなどの租税回避の問題とそれに対する国際課税上の対抗策を整理している。最後に、租税レジームについて検討している。結論として、租税レジームに関しては、現在のところ、発展途上国を巻き込む形で機能はしていない。そこで、発展途上国を巻き込む形で機能するような租税レジームの構築が必要あると考えられる。

キーワード：グローバリゼーション、多国籍企業、国際課税、租税回避、租税レジーム

はじめに

世界経済のグローバル化に伴い、各国の相互依存は深化の度を増している。戦後、国際的な二重課税を排除して、投資の自由化が進められた結果、今日ではモノ・ヒト・カネが国境を意識せずに自由に行き来する状況になっている。国際課税の議論に関して言えば、いかにしてこの国際的な二重課税を排除するだけでなく、各国の税制をハーモナイズするか、ということに問題の焦点が移ってきていると考えられる。

国際的な二重課税には、経済的二重課税と法的二重課税がある。前者は、同一の利益に対し、法人の段階では法人税が課され、株主が受け取った配当に個人所得税が課されることで生じる。後者は、2つ以上の異なった課税権者が存在することで生じる。前者に関しては、法人税と個人所得税の統合の問題が議論され、その最善の解決方法はインピュテーション方式であるといわれているが、解決への歩みは必ずしも速くはない。特に、本稿では、後者の問題を取り扱うこととしたい。

多国籍企業という行動主体が登場し、その課税についての議論は多様化している。国際課税を

めぐる国家間の租税政策の調和や、各国間、国家と多国籍企業との間の摩擦が議論の中心であるが、グローバル経済についてその構造上の特徴を説明している議論は少ないと考えられる。

本稿では、政治経済学のアプローチを利用し、グローバル経済における多国籍企業の位置付けを明らかにし、多国籍企業の課税をめぐる問題を整理した上で、租税レジームに関して議論を行う。

1. グローバル経済における多国籍企業

「グローバリゼーション」は今日の世界を表す現象としてすでに定着している。「グローバリゼーション」と一口に言っても、その度合いと性格は様々である⁽¹⁾。インターナショナル (international)、マルチナショナル (multinational)、トランスナショナル (transnational) という言葉が使われるが、その意味の違いは量的拡大と質的深化に表れる。量的拡大は「ボーダーレス・エコノミー」に表れ、質的深化は「情報化」に表れる⁽²⁾。

国境を越えた経済活動が活発化する現象が「ボーダーレス・エコノミー」である。周知のように、第2次世界大戦後、貿易や資本移動を通じたモノや資本の国際的な流れはその量を絶対的に拡大し続けてきた。貿易の自由化や為替の自由化がその傾向を加速した要因であり、これらの要因が資本や技術を通じて国と国とを結びつけた結果、ボーダーレス化が高まった。戦後の経済活動はボーダー（国境）を意識しなくなっている。なぜなら、戦前には、他国に進出した企業や個人が本国との強い結びつきを保ち非常の際の保護を期待していたのに対して、戦後は企業も個人も国家との繋がりを弱め、その統制に服さない傾向を示しているからである⁽³⁾。

輸送手段の大規模化や通信手段の発展が貿易や資本の量的な拡大に貢献してきた。とりわけ、インターネットや国際電話などの新しい通信手段の登場によって、製品の開発や生産、その取引を世界中で行うことが容易になった。その量的拡大は「情報化」⁽⁴⁾がその深部を変化させてきた。「情報化」の発展によりモジュール化が可能になった。そこでは互換性を持ったユニットが作られ、それらを可変的なインターフェイスを用いて結びつけ様々なバリエーションをもった製品や組織の形成ができるようになった。つまり、従来であれば、1国内で完結していた製品の開発－生産－その販売というプロセスを、開発・生産の拠点を自社に有利な国に置き、それらを結びつけるネットワーク型の産業組織の形成が容易になったのである。

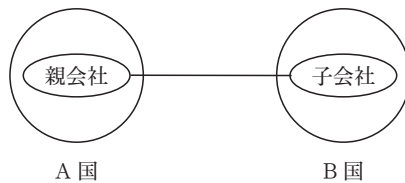
ところで、インターナショナルやマルチナショナルという言葉は、人や企業が海外へ出て行く度合いを表している。インターナショナルは2国間の関係であり、マルチナショナルを複数国間の関係、すなわち多国間の関係であるとすれば、向き合う国の数が違うこと、すなわち量的な違いは容易に理解できる⁽⁵⁾。例えば、多国籍企業の本社所在国と進出先との関係で見れば、前者は

本社がある自国と向き合っているのが進出先国1国であるのに対して、後者は多数の国が本社がある自国と向き合っている。(図1参照)

次に、国際的な関係からインターナショナルとマルチナショナルの違いを見てみよう。インターナショナルを「端緒的な国際関係」、マルチナショナルを「展開された、もしくは発展した国際関係」と表現すると、インターナショナルからマルチナショナルへの展開は「孤立的で、単独で、偶然的な関係から、多角的で、日常的で複雑な関係」と理解することが可能である⁽⁶⁾。インターナショナルからマルチナショナルへの展開は、量的な拡大の過程である。図2によれば、自国と向かい合っている国の数が増えていることから明らかであろう。

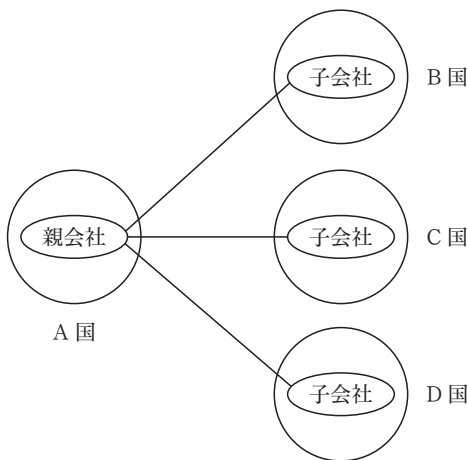
それに対して、トランスナショナルについて、関下氏は「企業の活動領域と対象国がマルチナショナルからさらに進んでいて、そこには単に数多くの国に進出しているという意味ばかりでなく、その活動が多数国家に跨っていることを指す」言葉であるとして、「字義解釈的には『国跨的』という言葉がふさわしいであろう」と述べている⁽⁷⁾。

トランスナショナルは、領土性にとられる制度である国民国家に対して、国境の消滅した世



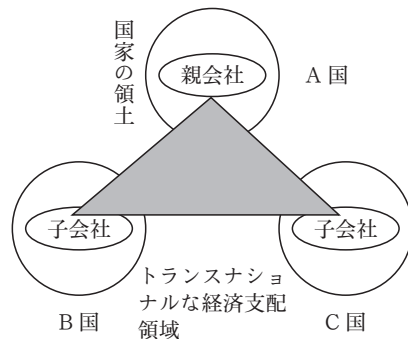
出所：関下 (2002), 32 ページ

図1 インターナショナル：単純な国際関係



出所：関下 (2002), 32 ページ

図2 マルチナショナル：発展した国際関係



出所：関下 (2002), 32 ページ

図3 トランスナショナル：国家横断的、国跨的關係

界規模での政治経済制度と定義される概念である。言い換えれば、「(国家の)領土性に焦点をおいてそれを超えることを考えた定義」⁽⁸⁾である。トランスナショナルという言葉には、「領土性にはとらわれない」という意味も含まれていることからこのことは明らかである。領土を超えて、すなわち国境を跨いで経済活動が行われる場合、以下のような2つの問題が生じるであろう⁽⁹⁾。

第一に、国家を跨った独自の組織と支配の領域を生み出す。それは国家の領土的な支配領域とは一致しない相対的に独自の経済的支配領域を構成することである。(図3参照)第二に、独自の経済領域が構成される結果、国家の支配が及ばない部分が出てくるということである。

グローバル化がトランスナショナル化の段階に来ている今日のグローバル経済において、大規模な多国籍企業は主要な非国家アクターとして位置付けられる。独自の経済領域を構成することから、課税に関して国民国家との間に緊張関係が生じている⁽¹⁰⁾。次に、課税をめぐる多国籍企業と国家の緊張関係を国際課税の問題から整理してみよう。

2. 多国籍企業の課税をめぐる問題

トランスナショナルな形での多国籍企業の活動が国民国家に複雑な国際課税問題をもたらす。すなわち、グローバル経済において、どのようにして多国籍企業に対して課税を行うのかということが国民国家にとって大きな問題となっている。多国籍企業は、国境を跨ぐ形で統合された事業体またはユニタリーな事業体であることとらえることがこの問題を解き明かす鍵となる。Edenは国境を越えてその活動を行う多国籍企業が課税当局にもたらす問題を次の4つにまとめている⁽¹¹⁾。

第一に、多国籍企業の活動は自国にある親会社と複数の国にある子会社を跨って行われているが、課税当局の権限はその国内に制限される。そのため、管轄権の問題が生じ、多国籍企業に対する政府は効率的な課税を制限される。第二に、多国籍企業の構成メンバーは親会社の共通の管理下にあるので、多国籍企業の投資、生産、販売、取引そして価格決定は国外で行われるかもしれない。第三に、多国籍企業の構成メンバーはグループの税引き後利益の最大化という共通の目的をもっている。グループの税引き後利益の最大化という多国籍企業の目的と税収の最大化という国民国家の目的はそもそも相反するので、個々の関連企業とその企業がある政府との間には摩擦が生じる。第四に、多国籍企業内における資源の配分は本社が握っているので、所得や経費をどの国に配分するかという意思決定は課税当局にとって課税ベースがどこへ移動するかという問題を引き起こす。

多国籍企業への課税の問題に関して、国民国家は全く異なった2つの租税政策を展開してき

た⁽¹²⁾。

第一の租税政策のアプローチは、国内への多国籍企業の誘致のために他国よりも低い税率を設定するというものである。タックス・ヘイブンのように国全体で全く税を課さないもしくは極端に低い税率で課税を行う国もあれば、輸出特区や自由貿易地域を設けその内部での経済活動については軽減税率を適用する国もある。また、国内にある企業に対して国外で得られた所得を企業所得から控除できる外国税額控除制度を設けている国もある。

第二の租税政策のアプローチは、抜け穴を塞いで課税ベースを拡大したり税率を引き上げたりするといった税法の強化である。アメリカはこのアプローチの好例である。多くの OECD 加盟国政府がアームズレングス価格を企業内取引のベンチマークとして基本 3 法を実際の移転価格の決定法とすることを法律で制定する中で、アメリカのみがどのような基準でアームズレングス価格を決めるのかという法規制の概要を非常に複雑に展開してきた。また、アメリカの税法はアメリカに立地している親会社に課税所得をシフトすること目的として親会社がその子会社により高いロイヤルティーを支払うことやより多い本社への経費をつけることを求めた。さらに、内国歳入庁 (IRS) は、アメリカにある多国籍企業が国外所得に関して支払った税金を控除できる外国税額控除を縮小した。最後に、州レベルでは、カリフォルニアでユニタリータックスを通じて多国籍企業の全世界所得に課税しようと試みられたこともあった。

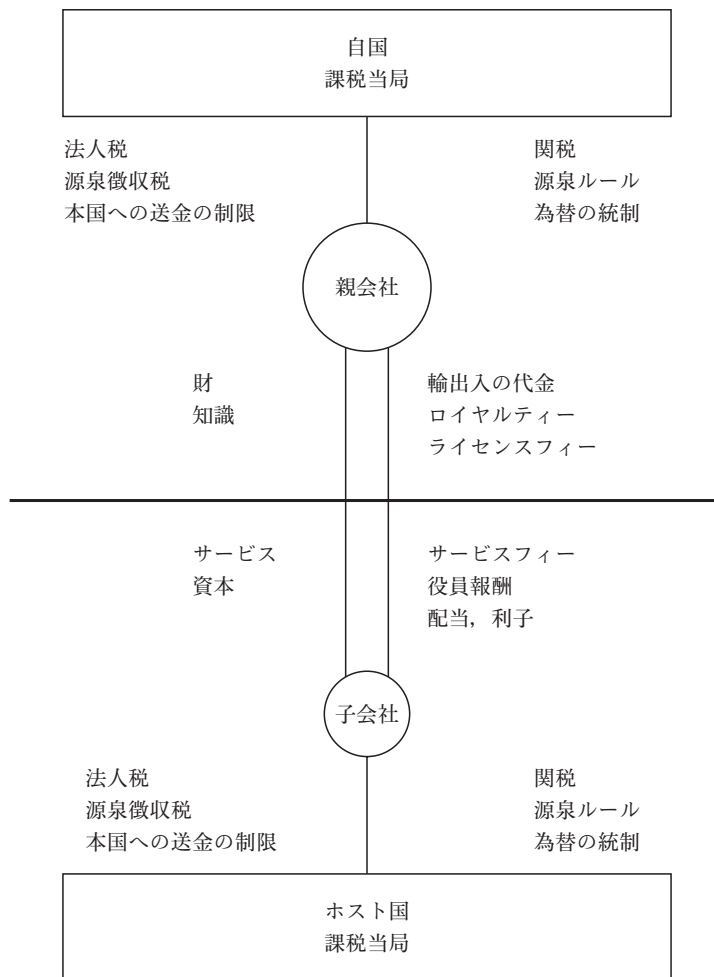
以上のような 2 つのアプローチの存在は国際課税において摩擦を生み出す原因となっている⁽¹³⁾。国家間で課税の定義や実際の課税方法が調和されていないならば、多国籍企業に対する所得課税には国際二重課税が発生する。国際二重課税が発生した場合、ある国の政府が多国籍企業の親会社 (子会社) の所得を再評価してより高い税を課せば、別の国の政府は子会社 (親会社) に新たに生じた税負担を相殺するために意に添わない調整を行わなければならない。つまり、国家間、国家と政府との間に課税の「公正な取り分 (fair share)」をめぐる摩擦が生じるのである。また、租税政策の違い、すなわち税制の違いは、税負担が高い国から税負担が低い国へ実物取引や金融取引を通じて所得を移動させる租税裁定取引⁽¹⁴⁾ の可能性を生じさせる。

税負担が少なくなるということは多国籍企業を引きつける魅力となる。多国籍企業は所得を税負担が少ない国に移し、控除可能な経費のみを税負担が高い国に移すかもしれない。このことは、資本のような足の速い所得が軽課され、労働のような足の遅い所得が重課されるといった歪みをもたらすばかりか国際租税回避にも利用される。この結果、課税の重要な原則である「公平」と「中立」が損なわれることになる⁽¹⁵⁾。

前章で、多国籍企業の活動がトランスナショナル化する結果、独自の経済領域が形成され、それが国民国家との間に緊張関係を生み出しているということを述べた。多国籍企業は、「企業内貿易」、「企業内技術移転」、「企業内資金移転」を通じて企業内部で独自のモノや金そして人の流

れを作り出すことが可能になっている。これらの流れは、企業内部でのことであるので国境のような領土性にとらわれることがない。また、企業内部での取引であるので、価格の設定も操作の余地が十分にあると言えるだろう。

多国籍企業内での取引は、国境にとらわれることのない独自の経済領域内での取引と換言できる。独自の経済領域内で取引の際、用いられる価格はいわゆる市場で決定される価格と区別するために移転価格と呼ばれている。図4によれば、「企業内貿易」、「企業内技術移転」、「企業内資金移転」を通じて取引されるモノや知識、サービス、資本には対価がある。モノの場合は輸出入の支払い代金、知識の場合はロイヤルティーやライセンスフィー、サービスにはサービスフィー、資本の場合は配当や利子の支払額が該当する。これらの金額については、通常、需給の関係から



出所：Eden (1998), p. 15.

図4 移転価格の設定についてのモチベーション

市場でその価格が決定される。多国籍企業内という独自の経済領域で用いられる価格は、非市場での価格である。

企業内取引において移転価格を用いる場合、移転価格は市場で決まる価格ではないので恣意的な操作が可能である。多国籍企業の国際的な経営戦略の最大の目的が「企業グループの利益の最大化」であるならば、移転価格を用いてその目的を達成することは企業の国際経営戦略上、合理的なことである。しかし、多国籍企業は国家を跨って操業を行っているので、移転価格を用いて取引を行えば、自国の企業から進出国（もしくはその反対）への利益（所得）の移動を容易に行うことができる。企業課税（法人税）の課税ベースは大体のところ売上から費用を引いた利益であるので、課税ベースの移動が生じることになる。価格の操作を通じた課税ベースの移動は税収の減少をもたらすので、多国籍企業内での移転価格を用いた取引に関しては、移転価格税制を利用してそれを規制しようとする。

移転価格税制は、「企業が財・サービスを移転する価格を税法に照らして適正であるか否かを判断して、不適正の場合には申告した所得を更正決定する制度」である⁽¹⁶⁾。すなわち、課税当局が、企業内取引で用いられる移転価格を市場で通常行われるであろう価格と比較して、それよりも低い（高い）価格である場合にはその価格を不適正とみなし、市場価格で計算し直した所得に修正するように求める制度である。

前述のように、移転価格税制のベンチマークはアームズレングス価格である。日本の税法ではアームズレングス価格に独立企業間価格という訳語が当てられている。アームズレングス価格は支配関係のない第三者（独立企業）と財・サービスを取引する価格のことである。つまり、市場価格を指している。企業内で取引される完成品や部品などの中間財については、形がはっきりとしているので、第三者が取引している同じ物をアームズレングス価格として比較することが容易である。しかし、知識などの無形資産やサービスについては形が定まっていないために、第三者での取引から同じような無形資産やサービスを探して、比較の対象にすることは困難を極める。有形資産の場合、基本的にはアームズレングス価格を決める際に独立価格比準法、原価基準法、利益分割法といった基本三法のようなマーケット・アプローチの適用は容易である。ところが、無形資産の場合は上記の理由でマーケット・アプローチの利用が困難である。

1988年の『移転価格に関する白書』においては、無形資産に関して次の2点の特殊性を持つためにマーケット・アプローチの適用が困難であることを示している⁽¹⁷⁾。いわゆる内部化の理論では多国籍企業が市場での取引よりも企業グループ内部での取引を選択するのは取引費用が節約できるからであること、無形資産はコピーが容易であるために市場で取引を行うことは模倣品が出回り、企業にとって利益を上げるチャンスを失う可能性があるために、マーケット・アプローチの適用が難しいのである。すなわち、無形資産については、企業内部という非市場での取引が

主流になるために、アームズレングス価格を見つけ出すことが困難を極める。

形が無いことと市場で取引されることが稀であることから、比較の対象を見つけ出すことができないケースも発生する。そこで、企業が所有する財産が将来どれだけの価値を生み出すかを求め、それを現在価値に直し評価するインカム・アプローチや取得済みの無形資産を再度取得する時に必要な費用を推計値として評価を行うコスト・アプローチを無形資産のアームズレングス価格を求める方法として導入が検討されている。

3. 国際課税問題と租税レジーム

今日の世界経済は、市場が世界規模で統合されており、企業も提携や分社化を通じてその業務に関してグローバルな戦略を展開している。多国籍企業はそれぞれの国で独立して操業しているが、親会社と子会社の関係を通じて国境を跨いで統合された企業組織として世界各国の市場で生産や販売などの取引を行っているのである。多国籍企業の関連当事者による取引は国境を跨いで行われ、税を回避するためにそれが用いられることもある。すなわち、多国籍企業独自の経済領域内において市場で決定された価格ではない独自の価格を用いて取引を行い、利益をタックス・ヘイブンへ移すといった操作が可能になる。

国家は国民経済において生み出され富に対して課税する。国民経済において生み出され富に対する課税権はその国内に限定されることになる。今や多国籍企業はその資源を企業内で自由に移転できる決定権を持ち、その移転が国家間での富の移転をもたらしている。特に、世界貿易と国際投資の増加がこの傾向を加速し、今日までに国際課税に関して政府間の利害対立が生じるに至った。企業が資本を輸出している国の政府は、資本輸出の中立性を理論的な根拠とした。本国に残った企業が海外へ出て行った企業に対して不当な優位性をもたないように、企業がどこで活動して利益を得ようともその企業に対して課税権があると主張した。しかし、受入れ側の国の政府は、資本輸入の中立性を理論的な根拠とした。外国企業が現地企業に比べて有利にならないようにするために、外国企業に対して課税したいと考えたのである。

両者の間で、企業は海外所得の二重課税を避けたいという誘因を持っただけでなく、海外所得を過少申告する誘因も持ったのである⁽¹⁸⁾。海外所得を過少申告する誘因、すなわち租税回避を行おうとする誘因を企業が持つことを知った両政府は、これを監視し防止しようとする点で利害が一致したはずである。しかし、発展途上国のような受入れ国が税収よりも経済成長を優先する戦略をとる場合、利害は一致しない。なぜなら、租税回避の防止よりも企業の誘致を促進したほうが経済成長を見込め、より大きな税収が期待できるからである。先進国と発展途上国の間では税収の確保という利害の一致が見られないために、租税に関する国際的なレジームは達成されて

いない⁽¹⁹⁾。二重課税を回避するための2国間の租税条約は各国間で締結されている。租税条約が目的としているのは課税管轄権の調整であり、その体系は緩やかで複雑である。

今日、先進国間においては、移転価格問題や租税回避による国際的な租税問題の解決のために適切かつ普遍的な租税レジームの必要性は高まっている。先進国では財政赤字が累積し、税収の確保が課題となっている。移転価格やタックス・ヘイブンの利用による租税回避は、課税ベースを侵食し、税収の減少を結果としてもたらす。租税回避の防止という点で先進国間の利害は一致しているので、租税レジームの必要性が高まっているのである。OECDの租税委員会において、移転価格やタックス・ヘイブン対策税制のガイドラインが作成され、またこれらの問題に関する各国の対応策の情報交換が行われている。

国際レジームは各国政府にとって、それがなければ不可能な目的を達成できるので有益である⁽²⁰⁾。つまり、「各国が守るべき規範、手続きや制裁などの枠組み」であるレジームには、その原則やルールが予想される行動範囲を狭める結果になるので、不確実性を低下させるという効果が期待できる。また、情報が広い範囲で利用可能になるために情報分布の非対称性も低下させることになる。そして、行為主体の行動を監視するレジーム内の調整は、モラルハザードの問題を緩和することになる。

しかしながら、国際レジームを通じて諸政府が共通利益を調整する協調過程の単なる結果として議論されているのみで、パワーの要素の役割についての議論は控えめである⁽²¹⁾。OECDの租税委員会は、各国が守るべき規範、手続きについての枠組みを決めることはできても、それを各国政府に遵守させるだけのパワーは持ち合わせていない。なぜなら、国際レジームは分権的な制度であり、レジームの原則やルールに対する侵犯に対する制裁は、個々の構成員によってその執行が行われなければならないからである。このことから、レジームにおけるルールや原則の分権的執行は速やかでも確実でもないことがわかる⁽²²⁾。

移転価格税制に関しては、前述のように、OECDがアームズレングス価格の算定法に関するルールを取り決めたにも関わらず、アメリカのみがその算定法について複雑な方法を展開してきた。アームズレングス価格の算定法に関しては、アメリカが移転価格税制をリードしようと試みている。しかしながら、アメリカ自体が移転価格問題を始めた国際課税問題に関する秩序維持を忘れて、自国の国益のみを追求していることが問題である⁽²³⁾。現在までのところ、国際課税問題に関しては、ルールを遵守させるパワーを持った主体もしくはそれに代わるものが不在であるために、不確実性が高まっていると断言してもいいかもしれない。その行動がトランスナショナル化する企業のような産業組織の登場によって、国際課税の問題はますます混迷の度を深めるかもしれない。とりわけ、移転価格に関する係争やその他の国際課税問題は先進国間のみならず、発展途上国を巻き込む形で展開されることが予想される。そのような問題を解決するために、強

力な権限を持った仲裁機関の設置を提案する議論もある。

共通の租税レジームを作り出すことができないために、各国政府は重大な費用負担を迫られている。グローバルな租税レジームがあれば、先進国ばかりでなく発展途上国の課税当局もあらゆる有用な情報にアクセスすることが可能になるだけでなく、外国企業が主張する過少所得や過大経費、移転価格の問題により効率的に立ち向かうことが可能になるであろう⁽²⁴⁾。

むすびにかえて

グローバル化する今日の世界経済において、多国籍企業は国境を跨ぐ形で活動している。トランスナショナル化する多国籍企業の活動は、移転価格や租税回避に代表される国際課税問題を引き起こす。各国の政府は、移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制を設けて多国籍企業の租税回避に対抗しようと試みている。租税回避への対応という国家間の利害関係が一致しているにも関わらず、特に1980年代にはアメリカが巨額の財政赤字のために自国の税収をいかに多くするかというゲームに奔走し、国際課税問題は摩擦を深めた。各国の協調を促すための租税レジームは、先進国間においてはOECDがその役割を担っており、ルールのモデルの設定や各国の課税当局の情報交換が行われている。発展途上国を含めた場合、二重課税を調整するための租税条約はあるがその体系は緩やかかつ複雑であり、グローバルな租税レジームであるとは言い難い。今日、国際課税問題の解決のためには、先進国と発展途上国に共通の租税レジームを作り出すことが必要とされている。グローバルな租税レジームの構築は、先進国ばかりでなく発展途上国の課税当局もあらゆる有用な情報にアクセスすることが可能になるだけでなく、国際課税問題により効率的に立ち向かうことを可能にするであろう。また、仲裁機関の体系があれば、発展途上国政府の交渉上の弱さを多少なりとも是正することができるはずである。

〈注〉

- (1) 関下 稔 (2002), 31 ページ。
- (2) 村上泰亮 (1992), 235 ページ。
- (3) 村上泰亮 (1992), 236 ページ。
- (4) 村上泰亮は「情報化」を「一定の体系の下で整理された知識 (すなわち情報) を大量に高速に処理し、加工し、転送する技術の発達」と定義している。村上 (1992), 52 ページを参照されたい。
- (5) 関下 稔 (2002), 31 ページ。
- (6) 関下 稔 (2002), 32 ページ。
- (7) 関下 稔 (2002), 33 ページ。
- (8) 村上泰亮 (1992), 101 ページ。
- (9) 関下 稔 (2002), 33 ページ。
- (10) Eden (1998), p. 6.

- (11) *Ibid.*, pp. 6-7.
- (12) *Ibid.*, pp. 7-8.
- (13) *Ibid.*, p. 9.
- (14) 租税裁定取引については中里 (2001), 79-80 ページおよび拙稿 (2001) を参照されたい。
- (15) Eden (1998), p. 9.
- (16) 小林 威 (1998), 14 ページ。
- (17) 拙稿 (2000), 5 ページ。
- (18) Strange, 邦訳書, 106 ページ。
- (19) Strange, 邦訳書, 107 ページ。
- (20) Keohane, 邦訳書, 111 ページ。
- (21) Strange, 邦訳書, 8 ページ。
- (22) Keohane, 邦訳書, 111 ページ。
- (23) 中里 実 (1998), 235-37 ページ。
- (24) Strange, 邦訳書, 107 ページ。

参考文献

- Keohane, Robert, O. (1984), *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton: Princeton University Press. (石黒馨・小林誠訳『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房, 1998年。)
- Eden, Lorraine (1998), *Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America*, University of Toronto Press.
- 小林 威編著 (1998)『移転価格税制の理論・実証研究』多賀出版。
- 村上泰亮 (1992)『反古典の政治経済学 上 進歩史観の黄昏』中央公論社。
- 中里 実 (1998)「タックス・プランニング」鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編『国際経済システム 第2巻 相対化する国境 I 経済活動』有斐閣。
- 中里 実 (2001)「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編著『改訂版 国際課税の理論と課題』税務経理協会。
- 関下 稔 (2002)『現代多国籍企業のグローバル戦略』文真堂。
- Strange, Susan (1996), *The Retreat of The State — The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press. (櫻井公人訳『国家の退場 グローバル経済の新しい主役たち』岩波書店, 1998年。)
- 柳下正和 (2000)「無形資産の取引に関する独立企業間基準」『城西経済経営紀要』第18巻第1号。
- 柳下正和 (2001)「租税回避とタックス・プランニング」『城西経済学会誌』第29巻第1号。

Taxation of Multinational Company and Tax Regime in the Global Economy

Masakazu Yanagishita

Abstract

After World War II, the quantity of goods and services has been increasing by trade and investment. As a result, borderless economy is developing until today and the activity of company is across a border. In this situation, taxation of multinational company (MNC) has become an issue because taxation is limited within the jurisdiction.

In this paper, I discuss about taxation of MNC and tax regime in the global economy. First of all, I mention about MNC by political economics approach. Then, I consider with regard to issues of taxation of MNC: especially, transfer pricing and tax avoidance. Finally, I suggest establishing tax regime in the global economy due to resolve international taxation problem.

Keywords: globalization, multinational company, tax avoidance, international taxation, tax regime